

# 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案の概要

自治行政局選挙部政治資金課

## 1. 改正内容

登録政治資金監査人の登録の抹消に係る届出を行う際の添付書類に関して規定を整備するなど、登録政治資金監査人の登録等の手続について、所要の改正を行うものである。

## 2. 施行期日

公布の日から施行する。